



筑紫女学園大学リポジット

上海の錢莊--南京国民政府成立前後--

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2015-05-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 秦, 惟人, HATA, Korehito メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/442

上海の錢莊——南京国民政府成立前後——

秦 惟 人

Native Banks in Shanghai —Around the Formation of the Nanjin National Government—

Korehito HATA

はじめに

上海錢業界の領袖秦潤卿について、前号では「秦潤卿と上海の錢莊・南京国民政府の成立まで」と題して1920年代までのかれの活動について概観した。しかし南京国民政府成立以前の1920年代についても、秦潤卿やかれの経営する福源錢莊について分析しただけで、秦潤卿がリーダーをつとめる錢業公会の活動や上海經濟界の動向については検討が及ばなかった。今回は、20年代の上海經濟界の動向を概観したあと、南京国民政府が成立する前後の上海錢莊の対応について考察する。

北京政府時代には、上海錢莊は新式銀行のように政治権力と深く関わることはなく、租界と華界にまたがる政治空間のなかで独自に活動を続けてきた。ところが1927年に南京国民政府が成立すると、上海錢業界は政府との直接的な関係に直面するようになった。廢兩改元から幣制改革に至る南京政府の貨幣政策の展開のなかで、伝統的な錢莊は活動範囲を狭められ、また1934年のアメリカの銀買い上げ政策から翌年の金融恐慌に至る、世界恐慌にからむ經濟危機の中で、錢莊は困難に直面した。このため1930年代には錢莊は衰退したとされ、『上海錢莊史料』でも、1927年から37年の時期は「上海錢莊転向衰落」期と位置づけられている。しかし、錢莊は生き延びていった。その前提には、南京政府が成立する前後の時期に錢莊と錢業界自体に質的転換があったのではないだろうか。1920～30年代に関する金融史研究を概観してみると、日本国内では、1970年代後半から南京国民政府の再評価という研究動向を反映して、1920年代30年代の經濟史の研究が活発化した。しかし当初の10年くらいは、政府の經濟政策の研究に比

べて、金融史や銀行史の研究は少なかった。ここ10年くらいになると、国内でも金融史・銀行史の研究が盛んになってきた。(1) ただし錢莊についての研究は、陳捷氏が專著『近代中国伝統金融機関史』で錢莊全般について論じているものや、藤田佳久氏が「1920年代の中国における金融システムの近代化・再編とそこにみられる中国像」で東亜同文書院の学生がおこなった金融システムの調査を紹介しているものがあるが、あまり多くはない。(2) 本稿では、南京国民政府成立の前後、1933年の廢兩改元のまでの時期の上海の金融をめぐる情勢と、錢莊・錢業公会の転換の一面を見ていきたい。

1 1920年代上海の経済社会と錢業界

1920年代にも、上海ではさまざまな経済的要因によって「金融風潮」と呼ばれる金融危機が発生した。また、国内・国外の政治的要因によって、民族運動が高揚すると、上海経済界は自己主張を迫られ、同時に発生する金融危機にも対処しなければならなかった。これらの危機に対して、上海の経済界、なかでも秦潤卿の率いる上海錢業公会がどのように対処していったかをあとづけてみる。

秦潤卿が錢業公会会長に就任してまもなく、歴史的な民族運動とされる1919年の五四運動がおこった。この民族運動の高揚に対して、周知のように、上海総商会は消極的な態度を取った。特に当初5月9日に上海総商会の名で北京政府にあてて出された通電(佳電)は、日本の青島占領を承認しているものとして猛反発を招き、5月14日には朱葆三・沈聯芳がそれぞれ上海総商会会長・副会長の辞職を表明した。(3) 6月3日からの三罷闘争の時にも総商会は消極的で、6月9日には翌日から開市するよう勧告した。上海商業公団総連合会はこれに反対したが、運動には慎重であった。(4) この時の錢業公会の動きを「議案録」によって追ってみると、1919年6月7日(旧暦5月10日)、全体会議を開き、すでに部分的に罷市にはいつているのを、完全な罷市にもちこむ投票が行われ、47家と、3分の2を越える賛成で、6月8日(旧暦5月11日)より全面的な罷市にはいった。6月9日(旧暦5月12日)夜9時には緊急会議を開き、総商会が10日に開市するよう勧告しているのを受けて罷市を続けるかどうかを議し、北市の会員のうち38家の多数が罷市続行に賛成したのを受けて、罷市を続行することを決め、南市の会員にも通知することになった。翌日午後には秘密会議を開き、6月11日から一律に開市することをきめた。(5) このように、錢業界は民族運動に関し、総商会より積極的であったことがわかる。

五四運動のあと、1920年8月には、朱葆三らが辞任した後首脳が空席になっていた総商会は改組のための選挙をおこなった。この選挙では、もとの理事33名中31名が落選した。それは、「佳電」で新任を失った古い「紳商」の理事たちが嫌われ、若い工業資本家や銀行家が進出したためであった。そして42歳の紡績工業資本家聶雲台が会長に選ばれ、秦潤卿が副会長になった。(6) 秦潤卿は旧式な錢莊の改革を提唱し、自己の経営する福源錢莊の銀行化をはかってきた人物で、旧時代の反逆者、新時代の提唱者であった。(7)

では、新時代を提唱する秦潤卿が率いる銭業界は、次々に発生する金融危機にはどのように対処したのか。翌年、1921年に上海金融界におこった危機は、「信交風潮」である。1920年の後半になると、商工業の投資が停滞するようになり、遊休資金がだぶついていた。そこでこのころ信託会社や交易所がぞくぞく開業し、投機ブームがおこった。1920年7月にまず上海証券物品交易所ができる、華商証券交易所、麵粉麩皮（小麦粉ふすま）交易所、雜糧豆餅（雜穀しめかす）交易所、華商綿業交易所などが開業し、相場は急騰した。1921年後半には上海の交易所は136、信託会社は12社となった。信託・交易所の数と資本額は銀行の発展を上回り、市場資金の欠乏をもたらした。1921年の末には銀行と銭荘も資金に詰まって、融資を停止するに至った。銀行融資に頼って相場をはっていた投機筋は資金繰りがつかず、信託会社と交易所もぞくぞくと倒産して、「信交風潮」が爆発した。この危機を何とか乗り切ることができた交易所と信託会社は1～2割にすぎなかった。（8）

この金融ブームに直面した上海銭業界では、21年5月9日に秦潤卿が主宰する銭業同業公会理事会において、この度のブームは賭博に他ならないと断定し、第一に、同業者にブームに乗じて利益をむさぼらないようにと努めて勧告すること、第二に、証券を担保としないことを確認した。（9） 銭荘の職員には宕帳制度の慣例があり、宕帳の預かり金を投機にまわしていたために、金融危機に巻き込まれることがあった。南市のある銭荘の職員が交易所に投資して巨額の欠損をまねき、姿をくらますなどの事件があり、9月末には、秦潤卿は北市匯劃銭業會館董事の資格で南市の匯劃銭荘全体を招いて防止策を協議した。同業の討論では、最近同業中の銭業公会に加入していない未入園の銭荘の経営者や職員が交易所の代理人となることがあるので、銭荘と交易所は無関係というわけにはいかないこと、ただし投機については、賭博に近いことで、害がはなはだ大きいからすみやかに防止すべきであることなどが話し合われ、次のように決定した。陰曆10月から、およそ同業の各銭荘の経営者も職員も、交易所に出入りして投機を営業してはならず、また相互に査察して将来の災いを防ぐものとする。もし密かに事をなすものを見つけたならば、公開の審議を経て処分する。これらを議決した。（10） このように秦潤卿が主宰する銭業公会が投機をおさえたので、信託会社や交易所が相次いで倒産する中、銭荘の連鎖倒産はおこらなかった。（11）

1924年9月には、江蘇督軍の直隸派軍閥齊燮元と浙江省の安徽軍閥盧永祥との間の齊盧戦争（江浙戦争）がおこった。この戦争は、10月半ばに盧永祥らが脱出し、齊燮元・孫伝芳らの勝利に終わったが、戦争によって4億元以上にものぼる被害が発生し、（12） 金融も混乱した。この間、まず洋厘が暴騰した。この年8月はじめには洋厘の厘価は7銭1分（コインの銀元1元が九八規銀0.71両にあたる）以下であったが、東南の情勢が緊迫すると、発券銀行は準備金充実のため、ひそかに銀元を買いすすめたので、厘価が上がりはじめた。8月20日には意外にも7銭2分1厘に急騰し、銭荘の中には破綻するものも出て、デマが盛んに飛び交った。21日にはたちまち7銭4分に上がり、後場には8銭の声もあがったので、銭業当局者が調停に出て、前場の7銭4分でひくことになった。しかしさらなる騰貴の気配から、取引成立は1万元に及

ばなかった。この後数日、厘価は乱高下し、27日には南京との交通が途絶すると、人々は争って銀買いを求め、相場は成立せず、7銭5分でひくことになった。その後軍事情勢はますます緊迫したが、厘価はだんだん下落した。(13)

また、銀拆(九八規銀千両に対する日歩)も高騰した。この年春節に7銭になった他は、銀底も豊富で、4・5銭になる日も少なかったが、東南で戦争がおこりそうになると、錢荘は貸し渋り、貸しはがしに走り、銀拆は上昇した。8月19日以後、錢荘の連鎖倒産がおこると、29日まで銀拆は7銭の天井にはりついたまま、実際の拆票の取引は停止した。しかし戦争が始まったころには錢荘は信用を回復し、銀行も援助したので、9月6日の銀拆は1銭6分になり、下旬まで1銭5分で支えられた。開戦後に表面上安定したのは、戦争で商業が停頓したためであった。その後銀拆は2～3分まで下がり、しかも実際には「カラの貸借」であった。それは戦争によって上海・杭州の造幣所が操業できず、現銀がだぶついたことなどによる。(14)

この間の大事件は、錢荘が連鎖倒産したことである。この時北京政府の公債が暴落し、公債投機で欠損を出した挑打荘の永春が8月19日まず破綻し、同日永春荘が倒産した。時に江浙情勢緊張で市中の現銀需要はますます高まっていたが、2つの錢荘が倒産したことで上海全市は動揺した。銀行はもともと錢荘をあまり信用せず貸し渋っていたが、ますます警戒するようになった。翌日深夜12時に、匯劃錢荘の裕豊、挑打荘の隆裕・慶豊の3錢荘が相次いで倒れ、21日の市場は完全な恐慌状態に陥った。(15) 匯劃錢荘が倒産するに及んで、錢業公会は債権者委員会と合同で、まず種々の債権の内容を明らかにして裕豊錢荘内に設けられた清理処に送り、銀元建ての場合は1元を7銭2分5厘に換算して債権処理にあたることとなった。(16) そして年末には裕豊錢荘の保有する債権の保管を錢業公会に託して保管し、債権人に分配することとした。(17)

錢荘の連鎖倒産の一因に、錢荘が公債売買に手を出したことがある。中国の銀行が、商工業との取引より公債引き受け、公債売買に比重をおいていたことは良く知られている。一方、錢荘は北京政府や軍閥とは直接的な関係を持たなかった。しかしこの年の年初には銀拆が下がったこともあって、過熱する公債相場に手を出す錢荘も現れ、金融風潮の影響をこうむる結果となった。そこで、あらためて公債売買を警戒する論議がおこった。『錢業月報』誌上で、蔣大椿は「論錢荘不宜兼做公債売買」と題して、5点にわたって公債売買をすべきでないことを説いた。(18) 第一は、錢荘の資本が中国の銀行に比べてはるかに少ないことがある。商家との取引にも余裕がないのに、公債売買に資金を回せば、商家をおろそかにすることになり、商業に大きな影響が出る。第二に、錢荘の営業は銀行ほど複雑ではないので、回転資金を確保できない。第三は、上海の錢荘には支店が無く、銀行のように北京と上海での公債時価の差額で利益をあげることができない。第四は、北京政府と関係を持たないので、情報アクセスには絶対に不利なこと。第五は錢荘が無限責任制をとっているので、投機に失敗した時、銀行のように破産を宣告すれば済むというわけにはいかないことである。

1925年には、五四運動に続く大きな民族運動の五・三〇運動が上海を舞台におこり、再び三罷闘争が高揚した。6月1日、上海共同租界の各商は一斉に罷市を行い、五・三〇事件に抗議した。この時、秦潤卿は洋厘や銀拆の騰貴に配慮して、2日間平常営業をしてから罷市に入ることとし、6月26日に営業を再開するまで続けた。(19) 錢業公会では、金融への影響を考慮して、罷市に慎重な意見が濃厚であった。『錢業月報』誌上の記者は、金融業の罷市は血流を止める行為に等しく、生糸とお茶の決済期においては自殺行為に異ならず、上海全市の損失が毎日300万にのぼるとした上で、「天下の興亡は匹夫も責あり」という立場から罷市や経済絶交の決心を説く。そして外商銀行がスト突入後の洋厘を高めに設定して利益をあげていることを指摘する一方、華商金融界が利を貪っているという説に反論し、こんな内輪もめは外人の笑いものになると非難している。ほかに、五・三〇運動は「公理と強権の争いである」と建前を掲げながら、繭商の損失が最も甚大であると述べる記事や、6月1日から25日までのストライキによる損失の総額を一千萬元と算出して、各業種別の損失額を分析した記事が掲載されている。(20)

上海錢業公会は、華洋義振会の提唱する義捐金にも応じた。錢業公会の議事録によると、1922年11月24日、特会を開いて「華洋義振会勸募江浙振欵案」を審議した。華洋義振会が募捐隊25隊を組織して合計百萬元の救済金を募るのに応じ、錢業公会も1隊にあたる4萬元を集めることとした。入会同業者74家がそれぞれ500元を出して3万7千元を集め、のこり3千元は未入園の小同行から募金を集めるという案を議決した。(21)

2 南京国民政府の成立と錢業界

1927年は国民革命のピークの年で、蒋介石が樹立した南京国民政府は上海の經濟界を基盤としていたから、それまで北京政府や軍閥とあまり関係を持たなかった錢業界も、国民政府のさまざまな要求に対応を迫られることとなった。

北伐軍が上海にせまり、孫伝芳が敗退すると、かれと結び付いていた上海總商会のリーダー傅筱庵の權威は失墜し、3月22日、前会長の虞洽卿と王一亭・吳蘊齋ら江浙籍の資本家は、總商会とは別に「上海商業連合会」を結成し、總商会の会員団体はかれら3人が主席をつとめる連合会のもとに結集した。(22) 国民党はこれをよりどころとして上海に財源を求めていった。3月26日、蒋介石は上海に来て虞洽卿と会談し、巨額の借款を申し入れた。いち早く北伐軍と結び付いた虞洽卿とは異なり、秦潤卿は巨款に不満を持っていたといわれるが、4月1日、錢業公会の特別會議を招集し、入会錢莊84家から各莊1万1900元を集め、合計100萬元を貸し出すことに決した。これが国民政府に対する最初の借款である。また4月25日には、宋子文の要請でさらに100萬元を出すことに決した。このあと後述のように国民政府の発行する公債にもつぎつぎに応じることを余儀なくされ、1927年4月から1935年11月までに錢業が応じた公債や借款は合わせて2955萬元にのぼるといふ。(23)

この1927年を中心に、秦潤卿は自らの名で『錢業月報』誌上に合計12編の文章を載せている。

それらの題名を列挙すると、以下のようになる。

表1 秦潤卿の名で載せられた論説 『錢業月報』1926～28年

①論同業宜遵守營業規則	『錢業月報』6-7
②上海之錢莊事業（秦潤卿先生講 韓祖德記）	『錢業月報』6-10
③吾業簿記改良之商榷	『錢業月報』6-11
④烟兌業与輔幣券	『錢業月報』6-12
⑤論加薪問題告同業	『錢業月報』7-1
⑥同業放款之商榷	『錢業月報』7-2
⑦二五庫券性質及吾業応募之經過	『錢業月報』7-6
⑧論旧内債有整理之必要	『錢業月報』7-7
⑨裁厘加稅後之希望	『錢業月報』7-8
⑩遠期莊票攷	『錢業月報』7-9
⑪連保債務之責任問題解	『錢業月報』7-10
⑫錢業与時勢	『錢業月報』7-11
⑬一九二七年本埠商業何以有如此之衰落	『錢業月報』8-1

創刊者の秦潤卿自身が誌上に文章を掲載することは発刊の辞を寄せたほかはほとんど無かった。ところが1926年の第6巻第7号に「論同業宜遵守營業規則」を書き、その3ヶ月後からは5回続けて掲載がある。そしてまた3ヶ月おいて、6号から翌年にかけてほぼ毎号文章を載せている。その内容も、前半の①～⑥までと後半とでは異なっている。そこでまず、前半の文章について検討する。①は、營業規則の遵守を述べている。錢莊の預金・貸し出し金利は毎月2日に公会の常会総会で議決するきまりになっている。それを破って、預金金利に融通をきかせるならまだよいが、貸し出し金利の過度な引き下げはよくないから、利下げは慎めと説いている。②は上海の錢莊の歴史と營業概略を述べた講演、④は中国銀行、交通銀行の発行する補助紙幣の利便性を唱えて、これに反対する烟兌業（小規模な錢莊）に反論を加えたものである。烟兌業に対する意見も同業者向けに含まれると言えようが、⑤⑥は同業の匯劃錢莊に向けたものである。

⑤は前号で論じた宕帳制度の改革に関連する。秦潤卿は、古い宕帳制度を廃してかわりに職員の給与を引き上げる提案をしていた。(24) ⑤の文章でも、まず職員の給与を今年から20%引き上げることを議決したのにまだ完全には実施されていないことを指摘し、30年前と比較すれば給与は数十倍になったとはいっても、生活程度が高くなっていること、錢莊の従業員は転職が難しいこと、西洋の経済学者も給与引き上げによる營業効率の上昇を論じていることなどを挙げ、給与の引き上げを勧めた。⑥は新年にあたり、無担保信用貸付には慎重に対策を講ずべきことを論じている。労働運動の高揚による混乱や北伐戦争によって、茶の収穫や養蚕に

影響が出ること、上海の実業が不振なのに投機だけが盛んなこと、上海の銀円の存底が8千萬元、銀両も5千萬元に達し、投資先が無いので金余りになっていること、軍事情勢不安のために銀が上海に集中していること、養蚕時期に北伐戦争の影響が出て生糸の輸出が減少するおそれがあることの5点をあげて信用貸付圧力の高まりには慎重に対処することを説いた。

⑦からあとは、内部向けのものとは異なり、公債や税制について論じたものや政治経済情勢に関わるものになる。この間、南京国民政府の成立によって、秦潤卿の率いる上海銭業同業公会の性格にも大きな変化が起こったと考えられる。そこで、公債についての研究を参考に、国民政府成立直後の公債や税制についてまず考える。民国初年に北京政府が発行した内債は1920年の時点で3億7千萬元に及び、3億2千萬元が未償還であった。そのうち利払いさえ規定どおりに償還されていない内債の市価は額面の10～15%にまで下落していた。そこで内債整理案が作られ、翌年には一部の内債を額面の4割に切り下げる措置を含む「整理内債」が発行された。23年には整理内債の市価も上昇気配となり、24年には整理内債の先物取引が過熱して市価は暴騰をはじめた。8月には反動で暴落し、金融風潮がおこったことはさきに見たとおりである。(25) 内債の担保には、国税だけでなく、関税収入のうち、外債や賠償の償還に充てた残りの「関余」も入り、すべて総務司が管理することになった。金融風潮のあと、この体制に不満がおこり、関税も中国の銀行に管理させようとする動きがおこった。⑦の論題にある「二五庫券」とは、南京国民政府が初めて発行した3千萬元の内債で、その担保の管理を総務司の手から切り離すものであった。1921～22年のワシントン会議で結ばれた関税条約では、従価5%の関税を実際の価格に基くものに引き上げることや、その半分2.5%の附加税の実施を認めたが、このワシントン附加税の実施は先送りになっていた。しかし国民革命の進展下で、イギリスは総務司の管轄外でワシントン附加税を徴収することを認めるようになり、中国各地の海関で徴収が始まった。(26) 国民政府の「二五庫券」とは、「江海関二五附税国庫券」のことで、上海海関のワシントン附加税を中国側の管理の下で担保に充てるものである。

この公債に秦潤卿はどんな態度を取ったか。⑦の論旨を概観する。秦はまず、公債と国庫券を区別し、二五庫券の償還期間が30ヶ月と短いことを指摘する。つぎに私人間の貸借が合法である以上、私人は国家との貸借にも応ずべきと説く。国家が種種の設備を設けて人民の利益を保証するのだから、人民は利益を受ける見返りに募債に応ずる義務がある。当局は今までの内債で国人が害を受けてきたことを知り、3千万の国庫券を発行する始めに二五附税を担保として指定し、国庫券基金保管委員会を設立する。また上海海関の二五附税は財政委員会から徴収機関に通知し、指定の日からは逐日全収を保管委員会に交付すると規定されている。これほど確実な国債は初めてである。わが同業は南国に位置し、新政府の下にある。内憂外患のきびしい情勢にあるが、義を為さないわけにはいかないと、応募の意義を説いている。⑧は旧内債の整理が必要なことを4つの側面から主張している。旧内債はすべて償還すべきであるという意見や、無効にすべきだという意見があるが、賦税の原則上、法理上、国家の威信上、また實際上からも無効にすべきではなく、整理が必要である。このように、秦潤卿は二五庫券に応

すべきこと、北京政府の公債も責任をもって整理すべきことを主張した。

⑨ではさらに裁厘加税の実現後の情勢を考え、国内産業を保護すべきことを述べている。太平天国の時から厘金が続いているため、これを口実に外国は関税自主権を認めなかった。ワシントン会議で加税が支持されても実施が先送りになっていたため、まだ厘金の廃止ができず、商工業は発展のチャンスを失ってきたと指摘し、1927年9月1日から南部6省で加税裁厘を実行すると国民政府が議決したのを受け、関税自主権回復の問題と厘金廃止の問題に分けて議論を展開する。関税自主権の宣言がされたとはいっても、その実施は南部6省に限られるため、輸入商は北部の開港場で取引するようになり、南部では税収上・金融上影響が出るから救済を考えなければならない。また厘金は国内産業保護に逆行する不平等なものであるが、厘金を廃止するだけでなく、国内産業保護政策の実施も望む。このように⑦～⑨ではナショナリズムの立場から国民政府への期待を表している。⑩もナショナリズムの立場から、洋商銀行協会がボイコット運動に報復しようとして1927年8月1日から輸入貨物は現銀でなければ引き渡さないと通告したのを撤回させた経緯を述べたものである。⑪は保証人が3人いて1人しか賠償能力がない場合、連帯保証人でも3分の1だけ賠償すればよいと述べたもので、その根拠を道徳をたつとぶ善良風俗に求める点にも、ナショナリズムの影響をみることができる。

⑫⑬は政治経済情勢を取りあげている。⑫は伝統的な錢莊から新式銀行に変わっていく情勢をふまえて、錢莊業界の団結と錢莊内部の組織を強化することを訴え、⑬では昨年1927年に上海の商業が振るわなかった要因を4点にわたって論じる。第一は、国内の流通構造が不健全なため、戦時にはたちまち信用が混乱してしまうこと、第二は、昨年は豊作だったのに、国民革命の騒動で産業が停滞し、市民の購買力が低下したこと、第三は北伐戦争で財政が混乱し金融が破壊されたこと、第四は南部の開港場のみ加税が実施されたため上海などの取引が急減したことなどを要因としてあげている。

この一年有余に秦潤卿自身が『錢業月報』誌上で展開した論調からも、上海経済界を基盤とする南京国民政府が成立したことにより、秦の態度の変化だけでなく、錢業公会の位置や性格も変化していったことが伺われる。1927年4月9日、江蘇兼上海財政委員会が成立し、秦潤卿は蒋介石から15人の委員のひとり選ばれた。15日に成立した公債委員会にも、錢業公会から秦潤卿・謝韜甫・樓恂如の3人が委員となった。29日、商団連合会の臨時会員大会で主席虞洽卿が二五庫券の応募を勧めたが応答なく、秦潤卿・王一亭ら5人に応募の金額を議してもらうことになった。結局銀錢両公会が500万元出すことになり、錢業界には3分の1の165万元、これを入会錢莊は每家1万元、未入会の小錢莊には5千元ずつ割り当てたという。(27) 始めは上海経済界に寄生する政治権力に抵抗していた秦潤卿と錢業公会も、政府機構に組み入れられることによって、自らの性格を変えざるを得なかったと考えられる。前号で杜恂誠氏が、上海錢業同業公会はマグレブ商人と同様、紛争の解決に第三者を必要としない集団主義の団体であると述べている議論を紹介した。(28) 上海の錢莊は、租界と華界にまたがる南北両市に位置し、北京政府や軍閥の需策を防いできた。あるいは租界のセキュリティーを利用して自主

自立を保ってきた。ところが南京に新政府が出来ると状況が変化した。上海総商会も2年後の1929年5月には上海商民協会・閩北商会・南市商会（県商会）とともに活動を停止し、翌年6月21日には国民党上海特別市党部の監督の下で、上海市商会が成立した。(29) 金子肇氏によれば、その成立大会の時に同業組織の業規法認の問題が表面化したという。国民政府は、同業団体を政権の掌握下に置こうとしていたが、同業団体の側から自己の業規の法的公認を求めてきたというのである。業規法認を求めたのは銭業公会のように匯劃銭荘で構成する有力な同業団体ではなく、中小零細企業の同業団体だったというが、国民政府がそれを認める方向に転換する契機のひとつに、公債割り当て問題があったということに注目すべきである。同業団体未加入の業者が公債の割り当てに従わないので、法的強制力を行使する必要が生じたというわけである。(30)

法的強制力を特に必要としたのは力の弱い同業団体であって、銭業公会のような有力団体を統制できる力は国民政府にはなく、同業団体の論理を法的に公認したという側面も重視すべきだが、政治権力と同業団体の関係が結合の方向へと転換したことは決定的な変化である。具体的にいえば、秦潤卿率いる銭業公会が南京政府の規制下に入り、この後の廢兩改元や幣制改革などの政策を受け入れざるを得なくなった契機は、「二五庫券」に始まる南京政府の公債引受けである。秦潤卿の発言を見る限り、上海銭業界をその方向に向かわせたのは国民革命によって触発されたナショナリズムであるが、より具体的には岡本隆司氏が次のように述べていることが参考になる。「二五庫券は発行当初いささか予言的に『将来の内債募集の模範』といわれたが、それは決して誇張に満ちた虚言ではなかった。実際にこののち国民政府がたてつづけに発行した内債のほとんどは、基金保管から元利払いまでを江海関二五附税国庫券基金保管委員会が中核となって管理し絶大な信用をまつたからである」。(31) つまり国民政府の財政を支えることが十分かつ安定的な経済的利益になる保障ができたことが、自主自立であったはずの同業団体の性格を転換させたのである。

3 南京政府下の上海銭業界

1930年代にはいり、手形交換から産業融資まで、それまで銭荘が独占し、あるいは優位に立ってきた諸分野に銀行が参入してくる中で、銭荘の営業分野は狭められていった。さらに、1933年の廢兩改元により、銭荘の本来の棲家であった銀兩と銀元のすきまそのものが消滅した。ところが次ページの表2を見ると、入会銭荘（匯劃銭荘）の数は減少しているものの、資本総額にはあまり変化はない。1932年以前については、廢兩改元時の1兩=0.715円で換算してあるため、単純な比較はできないが、停業せずに生き残った銭荘は資本総額を増やしているといえる。さらに言えば、秦潤卿の改革路線のような銭荘の銀行化をはかることのできた銭荘は生き延び、そこまで達することのできなかつた小規模の匯劃銭荘は停業を余儀なくされたのではないか。この間の銭荘の動向はどのようなものであったか。1931年の銀行法・銭荘法をめぐる論議、1932年における廢業改元をめぐる銭荘の対応をとりあげて考えてみる。

表2 上海の錢莊数と資本金額（1927—1937）

年次	錢莊数	資本総額(両または元)	資本総額(元に換算)	每家平均(元に換算)
1927年	85	13,590,000両	19,007,000元	223,600
1928年	80	12,862,000両	17,989,000元	224,900
1929年	78	13,247,000両	18,527,000元	237,500
1930年	77	13,855,000両	19,378,000元	251,700
1931年	76	14,475,000両	20,245,000元	266,400
1932年	72	15,290,000両	21,385,000元	297,000
1933年	68	21,798,000元		320,600
1934年	65	20,702,000元		316,500
1935年	55	19,382,000元		352,400
1936年	48	18,000,000元		375,000
1937年	46	19,120,000元		415,700

1元=0.715両に換算

出典:《上海錢庄史料》頁262

1931年3月国民政府が銀行法を公布すると、銀行・錢莊側から修正意見が続出し、結局施行されることはなかった。(32) この動きの中で、『錢業月報』には楚声「錢業有制定特別法規之必要」(錢莊にも特別法規を制定する必要がある)という「述評」が掲載された。そこでは、銀行法制定の動きの中で、錢莊にも錢莊法が必要だとして、つぎの理由をあげる。まず錢莊法が必要になった原因は、会社法、商法が公布される中で、錢莊には法規がないこと、銀行が設立されるようになってからも錢莊はまだ金融の中心であり、銀行は担保融資が多く、普通の商工業を維持する錢莊の信用融資を保障するには法が必要なこと、錢莊の営業も法による拘束が必要なこと、錢莊は普通の商店と同じ無限責任をとるが、金融を営むから、普通商法は適用できず、銀行法も適用できないこと、普通商店と異なる上に、営業税も免除されることなどをあげる。また馬寅初の銀行法案によれば、(33) 銀行は本業のほかに投機や製糸・製粉・保険業などを営むので投機が禁止され、預金には準備金が規定されるが、錢莊は無限責任で預金も信用によっているので、業務の拡大はできないなどの理由で、銀行と錢莊を一律に同じ法律の範囲に入れることはできないと述べている。(34) 秦潤卿も、銀行法の適用範囲に錢莊を含めるべきでないという談話の中で、次のように述べた。銀錢両業はともに金融機関であるが、根本的に異なる点がある。錢莊の融資は昔から対人信用の信用融資である。外国銀行は担保融資で、上海ではそれに倣うものがあるが、内地では数千年来の道徳と数百年来の習慣から、信用融資が主である。年の前半の繭や茶、後半の綿花や米、その他農村の物産が市場に出回る時、商家への融資はみな信用貸して、農商の間を調整するには習慣上信用貸してなければだめだ。中小の商店は資本が数千元から一、二万元で資本の数倍の営業をするには錢莊の助けが必要だ。中小商人を助けて大商人の独占を防ぐのは、孫文の資本節制及び労農政策と符合する。錢莊は無

限責任制なので、別に同業の規則を設けて同業の信用を保っている。郷鎮で営業する錢荘の資本金額は小さく、銀行法の適用を受ければ郷鎮の農工資金は回転が不可能になる。国家の法令は郷鎮僻地にも普及をはかるべきで、大都市だけを考えるべきではない。(35) この談話は上海ではなく農村部からの視点に基いている。楚声も重ねて、錢荘に銀行法を適用すべきではなく錢荘法制定が必要だと説いて、都市と農村の金融循環の実態からすると、信用融資を制限すれば資金が停滞して商工業界に絶大な恐慌をきたすおそれがあると述べた。(36)

これに対して、5月1日の『申報』紙上に「錢荘法は必要か」という周仰汝の投稿が載った。錢荘法が必要かどうかを考える前に、錢荘はどんな営業をしているかを考えるべきである。錢荘の営業はまとめて言えば、銀両の売買による差額、信用融資、同業間の銀両匯劃であるが、銀両は虚数単位にすぎず、銀両売買は廃止すべきである。廢兩改元の声も起こっている。信用融資は、危険が大きいから銀行法でも制限することになっており、社会経済全体の発展から見れば不安定な信用融資から抵当融資に代わるべきであり、担保を恥とする習慣を改めなければならない。ただ信用貸しを制限すると商工業に困難をきたし、労働者の生活にも影響するから、銀行が商品を担保として融資する等の方策を考え、商工業との合作の道を探るべきである。同業間の銀両匯劃は、虚数の銀両による記帳のためのものだから、もし銀両が廃止されれば、票拋交換所が取って代わるだろう。このように錢荘法の必要を否定した。(37) これに対して『錢業月報』誌上には反論が載った。そこでは周仰汝のあげる錢荘の営業3点をとりあげて議論した。まず銀両の売買で利益をあげたというのは20年も前のことで、昨年財政部が召集した経済会議の時、秦潤卿が廢兩改元を提案しているほどだ。つぎに信用融資については、周の論点を3つに分けて論じる。錢荘の信用融資は社会全体の需要に応じられないと言うが銀行はどうか。銀行は都市の発展には成績があるが農村では何もしていない。信用融資は不安定だと言うが、信用供与の範囲は同一の都市や郷村の範囲を出ず、またさまざまな条件をつけている。3つめに、錢荘が信用貸しをやめた場合の配慮をしているようだが、それは銀行が機に乗じて勢力拡大をはかっているにすぎない。第3点の銀両匯劃については、第1点と同じ銀両問題なので多言しないが、銀両匯劃は法律の範囲内であり、他者が干渉すべきではない、と反論した。(38) 蘊齋も信用融資について周に反論し、翌月には吳菊初が錢荘の歴史を振り返りつつ、錢荘には普通商法や銀行法を適用すべきではなく、錢荘法が必要なことを説いた。(39) 結局、錢荘法は立法に至らなかったが、銀行法も施行されなかったので、錢荘に法的規制はかからなかった。

1932年になると、廢兩改元が具体的に日程にのぼった。秦潤卿は、前号で述べたように、時代の趨勢に応じて錢荘の銀行化をはかってきたので、廢兩改元に反対はできなかった。しかし銀両と銀元のはざままで生きてきた錢荘にとっては、すぐに受け入れることはできない。錢荘が銀両と銀元のはざままで営業できるのは、銀元に各種あるため上海では九八規銀が統一貨幣単位として機能してきたことがある。銀元が統一していなかったため、銀元中心の銀行では手形交換ができなかった。当時、銀行の発行する票拋（手形）は本票といい、錢荘が発行するものを

荘票といった。外国銀行や中国の銀行が発行する票抛は、満期当日に現金の支払いを受けることができ、これを劃頭銀といった。錢荘の荘票は満期に自己の口座に振り込むことが出来るが、現金は翌日でなければ支払われなかった。これを匯劃銀といった。そして手形交換の場合は、銀行発行のものも錢荘発行のものも毎日錢荘の匯劃總會で決済した。銀行はその決済のために、錢荘に一定額を預金しておかなければならなかった。錢荘は銀両と銀元の両替の際にも手数料を取った。これらの営業による利益が失われるため、錢荘は廢兩改元に簡単に賛成するというわけにはいかなかった。

しかし事態は急転回した。1932年のはじめに起こった第一次上海事変に対して、上海の商業金融界は1月29日から31日まで停市を行い、開市後も洋厘が急騰するなど混乱が続いたが、3月には洋厘が下落し始め、銀元不足が解消され始めたことにより、廢兩改元の障害も一つ取り除かれた。『銀行週刊』は32年7月12日(26号)から8月9日(30号)の5回を「廢兩改元專号」とし、次号にも3編を特載、合計37編を掲載して廢兩改元の実現を主張し、また各地・各方面の動向を報じた。『錢業月報』誌上にも、錢荘の反対で廢兩改元が実施できないわけではないと主張し、実施を支持した上で、銀元鑄造のための上海中央造幣廠の設立にも協力を表明するという論評が掲載された。(40) 政府の財政部長宋子文は廢兩改元の実施に動き始めた。7月23日には財政部に「廢兩改元研究会」が設けられ、後には錢業公会から俞佐庭が委員に加わった。(41)

廢兩改元の動きに対し、1932年7月9日、錢業公会は臨時大会を開き、まず主席の秦潤卿が談話を発表して次のように述べた。廢兩改元は清末にも実行すべきだったが、戦乱が相次ぎ、実行できなかった。また不平等条約で保護された外国銀行が紙幣を濫発し、ますます中国の金融を混乱に陥れた。また銀元にも各種あるため、悪貨が良貨を駆逐し、貨幣価値が下落している。だから急に改革を実行すれば、重大な混乱を引き起こすかも知れない。まず外国銀行の紙幣発行特権を廃止し、造幣制度の統一、銀貨幣の需給、国際為替レートなどを調査しなければ、銀貨幣不足をおぎなう紙幣発行や紙幣発行の不統一で金融市場は混乱を受けるだろう。つまり慎重論を唱えたのである。(42) そして当日、第一に、廢兩改元には原則賛成だが、性急に実行すると商務に大きな影響を与えること、第二に、実施前に政府が硬貨と紙幣の錯綜状況を整理するのが先決であること、この2項目を決議した。(43) 錢業公会の態度は、このように慎重論であった。上海錢業公会は7月18日にも臨時大会を開き、俞佐庭は幣制統一が実現されれば廢兩改元に賛成するが、もし政府が軽々しく実行すれば金融界はパニックになるだろうと語った。(44)

ところが8月になると、上海錢業公会は「敬告国人書」を発表し、政府に対して銀元鑄造権の統一、銀洋折価(兩元換算率)の処理、紙幣発行権の統一の3点を建議するとともに、銀洋兌換の際、錢荘が2.5毫から1.25毫の増減を加える旧慣を8月6日より廃止すると決議した。(45) これは、銀両と銀元のすきま益を自ら放棄するもので、錢荘も廢兩改元実施に転換したことを意味する。

廃両改元に先立って、1933年1月10日、上海銀行同業公会は自らの票抛交換所を設立し、手形交換は匯劃総会の独占から離れた。(46) 票抛交換所は当初一部の銀行しか参加しなかったが、銀両・銀元のはざまとならぶ、錢荘独自の営業領域の両輪のひとつが、失なわれはじめたのである。そして政府は1933年3月10日にまず上海で廃両改元を実行し、4月以降は全国に及ぼすこととなった。3月10日より洋厘はなくなり、1元0.715両に固定された。銀拆も拆息に改められた。(47)

おわりに

1月10日に設立された票抛交換所は、まもなく錢荘の匯劃総会のみが扱う匯劃両にまで取扱範囲を広げ、1935年の「匯劃票抛暫行弁法」によって手形交換は集約化されるに至った。(48) また1930年代には銀行の産業投資も増えていった。それまで錢荘が優位に立っていた分野にも銀行が進出し、錢荘が優位に立つ分野は失われていった。さらに、アメリカの銀政策による世界恐慌の波及で錢荘の経営はあっというまに苦しくなった。銀両は同業公会の貨幣であり、幣制改革後の法幣は国家の貨幣であるという対比もなされている。

ところが幣制改革以後、日中戦争で上海が孤立した時期や上海が日本に占領された時期にも、上海錢荘は「畸形的発展」を遂げるのである。廃両改元以後の困難な経済情勢の時期に錢荘がどのように対応していったか。この後のことについては上海もはなれ、角度を変えて考えたい。需要があるところ、その場に錢荘は存在し続ける。その場のひとつに、錢荘法の論争で錢荘側が主張した、季節的な貨幣需要に従う郷鎮の金融市場があったと考えられる。郷鎮の金融市場は、形を変えて今も存在しているのである。

- (1) 1920年代の上海商業儲備銀行（上海銀行）の営業を分析したものに、曾憲明「上海商業儲備銀行にみる中国銀行業の形成過程（1920～31年）」『社会経済史学』67-5（2002）がある。南京国民政府成立前後の内債問題については、岡本隆司「1920年代中国の内債問題」狭間直樹編『1920年代の中国』（汲古書院1995）のち岡本隆司『近代中国と海関』（名古屋大学出版会1999）、1930年代の世界恐慌から幣制改革にかけての銀行・金融問題では、中田昭一「恐慌下の中国における銀行融資」『史学研究』222（1998年）、金俊「世界大恐慌期、中国系銀行による信用制度整備」『九州大学東洋史論集』28（2000年）、岡崎清宜「国民政府下中国における信用機構の再編」『史林』86-4（2003年）、同「幣制改革と中国信用機構」『名古屋大学東洋史研究報告』29（2005年）などがある。
- (2) 陳捷『近代中国伝統金融機関史』（国際書院 1998年）、藤田佳久「1920年代の中国における金融システムの近代化・再編とそこにみられる中国像」『愛知大学国際問題研究所紀要』120（2003年）
- (3) 徐鼎新・錢小明《上海總商会史（1902-1929）》上海社会科学出版社 1991年 頁237
- (4) 前掲書 頁242

- (5) 《上海市錢業公会議案録》第1冊《民国六年迄十一年》頁22～24
- (6) 徐鼎新・錢小明 前掲書 頁244～245
- (7) 前掲書 頁250
- (8) 《民国史大辞典》中国広播電視出版社 1991年 頁67～68
- (9) 汪仁沢 “錢業領袖秦潤卿” 浙江省政協文史資料委員会編《浙江近代金融業和金融家》(浙江人民出版社 1992年) 頁183
- (10) 《申報》1921年10月1日 “錢業取締夥友入交易所營業”
- (11) 註(9)に同じ
- (12) 笠原十九司「江浙戦争と上海自治運動」野沢豊編『中国国民革命史の研究』青木書店 1974年 102、106ページ
- (13) 裕孫 “民国13年上海金融之経過 (二) 洋厘稀有之激変” 《銀行週報》8-51 (1924年12月30日)
- (14) 同上 (三) 銀拆变化之觀察
- (15) 中国人民銀行上海分行編《上海錢莊史料》(上海人民出版社 1960年 1978年重印) (以下《上海錢莊史料》と略記) 頁130～131
- (16) “滬埠清理和解中之錢莊一覽 (七) 裕豐莊” 《銀行週報》8-36 (1924年9月16日)
- (17) 《上海錢莊史料》頁133
- (18) 蔣大椿 “論錢莊不宜兼做公債賣買” 《錢業月報》4-8 (1924)
- (19) 汪仁沢 前掲書 頁184
- (20) “五卅慘劇錢業罷市後之感触” “滬潮起伏中之金融界” 《錢業月報》5-5
“滬案發生上海罷工所受之損失” 《錢業月報》5-8 (1925年)
- (21) 《上海市錢業公会議案録》第1冊《民国六年迄十一年》頁123～124
- (22) 徐鼎新・錢小明 前掲書 頁365～366
- (23) 汪仁沢 前掲書 頁184～186
- (24) 拙稿「秦潤卿と上海の錢莊」筑紫女学園大学・短期大学部『国際文化研究所論叢』17 (2006年) 126ページ
- (25) 岡本隆司「1920年代中国の内債問題」狭間直樹編『1920年代の中国』(汲古書院1995) 189～202ページ、のち岡本隆司『近代中国と海関』(名古屋大学出版会1999) 405～423ページ
- (26) 岡本隆司 前掲論文 『1920年代の中国』211ページ 『近代中国と海関』433ページ
- (27) 汪仁沢 前掲書 頁185
- (28) 前掲拙稿論文 127ページ 杜恂誠 “近代上海錢業慣習法初探” 《歴史研究》2006-1
- (29) 徐鼎新・錢小明 前掲書 頁396～398
- (30) 金子肇 「1930年代の中国における同業団体と同業規則」『社会経済史学』63-1

(1997年)

- (31) 岡本隆司 前掲論文 『1920年代の中国』 213～214ページ 『近代中国と海関』 436
ページ
- (32) 中田昭一「恐慌下の中国における銀行融資」『史学研究』 222 (1998年) 25～27ページ
- (33) 前掲論文26～27ページによれば、馬寅初はドイツ流の総合銀行主義とは逆に、銀行に
さまざまな兼業を営むことを禁止する案をつくった。
- (34) 楚声“錢業有制定特別法規之必要”《錢業月報》11-3 (1931年)
- (35) “秦潤卿談錢莊法之需要”《銀行週報》15-11 (1931)
- (36) 楚声“錢業与信用放款”《錢業月報》11-4 (1931年)
- (37) 《申報》1931年5月1日 周仰汝“錢莊報是否必要”
- (38) 屠彦容“讀錢莊法是否必要後”《錢業月報》11-6 (1931年)
- (39) 吳菊初“錢業与錢莊法”《錢業月報》11-7 (1931年)
- (40) “從錢莊立場上觀察廢兩改元問題”《錢業月報》12-5 (1932年)
- (41) 宮下忠雄『支那貨幣制度論』(宝文館 昭和13年) 99ページ
- (42) “本業公会為廢兩改元之臨時大会”《錢業月報》12-7 (1932年)
- (43) “廢兩改元問題面面觀”《銀行週報》16-27 (1932年7月19日)
- (44) “廢兩改元問題之進行”《銀行週報》16-28 (1932年7月26日)
- (45) “勢在必行之廢兩改元問題”《銀行週報》16-30 (1932年8月9日)
- (46) 宮下忠雄 前掲書 116～117ページ
- (47) 宮下忠雄 前掲書 110～111ページ
- (48) 金俊「世界恐慌期、中国系銀行による信用制度整備」
『九州大学東洋史論集』 28 (2000年) 82, 85ページ

(はた これひと： アジア文化学科 教授)